

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実を当社グループの経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、長期にわたる健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主、お客様等様々なステークホルダーに対し、経営の透明性、健全性、遵法性の確保に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使を可能とするための環境作りと招集通知の英訳】

2022年11月29日開催の第36期定時株主総会より、議決権の電子行使を可能とし、議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。また、株主総会招集通知の英訳(狭義の招集通知及び株主総会参考書類)を、当社及び東京証券取引所ホームページに掲載いたしました。実施内容は、本報告書「1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況」に記載のとおりです。

【補充原則2 - 4 女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の多様性の確保の考え方、目標、状況】

当社グループでは、サステナビリティへの取り組みを重視し、経営上の課題として、事業、環境、社会、ガバナンスの観点から取り組むべき重要課題(マテリアリティ)を特定しております。その中で、国籍、性別、信条などにとらわれることなく、多様な人財、多様な価値観を積極的に取り入れ、企業活動、企業価値向上へ活かす、明確な人事評価制度、階層別の教育プログラムにより中長期的な観点での人財の育成・開発を進めることを取り組みとして掲げております。

中核人財の登用等における多様性の確保につきましては、属性によらない個人の能力に基づく評価を実施しております。

女性の管理職につきましては、2022年8月末の女性社員比率は52.9%、管理職比率は、2019年10月10日に公表いたしました第3次中期経営計画における目標「25.0%以上」に対し、23.6%であります。

また、2022年8月末の外国人社員比率は9.7%、管理職比率は9.4%であり、中途採用者の比率は46.8%、管理職比率は57.5%であります。

なお、2022年10月20日公表の第4次中期経営計画において、女性管理職と外国人管理職が重複することから、目標を女性管理職比率から「女性及び外国人管理職比率」とし、2022年8月期の実績29.3%に対し、2025年8月期の目標を「35.0%」といたしました。

当社グループにおいては、設立間もない時期より新卒採用を行う一方で、事業拡大と体制強化のため、国籍、性別を問わず、経験・能力等に基づいた中途採用を行ってまいりました。そのため、女性、外国人や中途採用者に対する管理職登用に関する施策や個別に目標設定を行う状況にないことを認識しております。今後も引き続き、国籍、性別、新卒採用・中途採用を問わず、多様な人財の積極的な登用を進めてまいります。

当社グループのこれまでの状況や現状を踏まえ、本報告書の更新日現在、当社グループにおいては「女性」「外国人」及び「中途採用者」の管理職への登用に関して、「自主的かつ測定可能な目標」を個別に設定しておりません。

多様性の確保に向けた人財育成方針、社内環境整備方針、その状況につきましては、新卒・中途の採用活動の継続、役職などに対応した階層別研修や昇格候補者を対象とした研修の充実、グループ間での人事交流に加え、多様な働き方を前提としたオフィスレイアウトの変更、システム化などによる社員が働きやすい社内環境の整備を進めております。なお、2023年8月期において、柔軟な働き方を推進するための環境整備として、2022年9月より時差出勤制度を導入いたしました。また、女性の活躍促進に向けて、2023年1月より育児短時間勤務の期間を延長いたします。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みの開示、人的資本や知的財産への投資等について】

(1)サステナビリティについての取組み

当社グループは、以下の企業理念と行動指針をもとに、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めております。

<企業理念>

モノづくりを通じ地球環境に配慮した商品を提供することにより社会貢献を行う
「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある商品を提供し豊かな生活文化に貢献する
国際感覚を持ち既成概念にとらわれる事無く新たな創造を続ける

<行動指針>

法令遵守はもとより社会から尊敬される会社でありつづける
自由闊達な社風を維持し、共生と調和のとれた会社でありつづける
企業活動を通じ、お客様、社員、株主、さらに広く社会の幸福を実現する

また、現状に満足することなく、新たな「挑戦」へ強い意欲を持ち、これからもお客様にとって価値のあるものを提供し続ける存在でありたいという思いを込めたコーポレートスローガン「挑戦するって面白い」を制定し役員及び社員全員で共有しております。

サステナビリティへの取り組みを加速させるため、経営上の課題として、「事業」「環境」「社会」「ガバナンス」の観点から取り組むべき16項目のマテリアリティ(重要課題)を特定しております。

特に、「環境」に関する課題は優先して取り組まなければならない重要課題のひとつとして認識し、「製品を通じた環境貢献」「リサイクル推進とCO2排出削減」をマテリアリティとしております。当社グループは、創業以来、「モノづくり」を通じた事業を展開し、エコバッグ、タンブラー・サーモボトルを始めとした「エコプロダクツ」の開発、供給に注力しておりますが、単に環境に配慮した素材や再生素材を使用した製品を開発するだけでなく、「使い捨てを使わない」「繰り返し使える」を理念とし、「モノづくりから環境を考える」をテーマとして、SDGs達成に向けて環境に配慮した製品の開発・提供を強化しております。これらSDGsに関連した環境に配慮した製品は「エコプロダクツ」として各種開示を行っております。

また、2021年10月に「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、当社グループ全体で使用する電力を2030年までに再エネ率50%、2050年までには100%達成を最低限の目標とし、可能な限り前倒しすることによって、「再エネ100」の達成に向けて貢献してまいります。なお、2022年10月20日公表

の「第4次中期経営計画(2023年8月期～2025年8月期)」において、再エネ率50%達成を2030年から2025年に5年前倒しいたしました。マテリアリティ、当社事業とSDGsとの関連等サステナビリティへの取り組みについては、当社ホームページに掲載しております。
<https://www.trans-action.co.jp/business/sustainability/>

(2)人的資本への投資

当社グループは、企業としての成長を続け、企業価値の向上とサステナブル社会の実現への貢献を継続するために、企業理念、行動指針、コーポレートスローガンの浸透を図り、人財育成の強化、ダイバーシティの推進への取り組みを実施しております。

人財育成の強化に向けては、役職などに対応した階層別研修や昇格候補者を対象とした研修の充実、グループ会社間での人事交流等を実施しております。また、次世代の経営層を育成するため事業会社の取締役を経験する仕組みや、幹部社員育成のため、泊りがけで実施する中期戦略の議論への参加等の機会を設けております。

ダイバーシティ推進としては、国籍、性別、信条などにとらわれることなく、多様な人財、多様な価値観を積極的に取り入れる観点から、新卒・中途のバランスを考慮した戦略的な採用活動を継続いたします。女性活躍については、その促進に向けて2023年1月より育児短時間勤務の期間を延長いたします。また、多様な働き方を前提としたオフィスレイアウトの変更、システム化などに加え、2022年9月より時差出勤制度を導入し社員が働きやすい社内環境の整備を進めております。

(3)知的財産への投資

当社グループでは、マテリアリティに掲げる「製品・サービスの向上」「価格競争力の強化」「社会動向に対応した製品の提供」を推進し、「モノづくり」において環境に配慮した製品の提供を行うとともに、社会動向にも対応したデザイン・品質・価格に魅力ある製品を提供し続けることに取り組んでいます。

<エコプロダクツ>

「SDGs推進から生れる製品需要」に対応した、フェアトレード認証コットンやオーガニックコットンを素材としたバッグ、エコマーク認証製品、再生素材製品、バイオマスプラ・天然素材製品等の環境に貢献する製品の開発

<ライフスタイルプロダクツ>

デザイン・品質に魅力のある製品を提供し、豊かな生活文化に貢献することをコンセプトとした製品の開発

<ウェルネスプロダクツ>

“清潔・爽快な日常生活を保ち続ける”をコンセプトとした製品の開発

これら製品開発から得られたブランド名や製品等の特許権、意匠権、商標権などの知的財産として保有し、事業活動を推進しております。

(4)気候変動に係るリスク及び機会

気候変動に係るリスク及び収益機会が当社グループの事業活動や収益、経営戦略に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDまたは同等の枠組みに基づく開示に向けて準備を進めてまいります。

その対応の一環として、2021年10月に「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、当社グループ全体で使用する電力を2030年までに再エネ率50%、2050年までには100%達成を最低限とし、可能な限り前倒しすることを目標としました。今般、2022年10月20日公表の「第4次中期経営計画(2023年8月期～2025年8月期)」において、再エネ率50%達成を2030年から2025年に5年前倒しいたしました。

・CO2排出量と電力使用量の推移

当社及び国内4社のCO2排出量(Scope1及びScope2の概算値)及び電力使用量は下表のとおりです。データの収集につきましては、引き続き精度向上に努めてまいります。

		2021年8月期	2022年8月期
CO2排出量(t-CO2)(注)	当社及び国内子会社4社	389	420
電力使用量(kWh)	当社及び国内子会社4社	775,846	829,954
再エネ率(電力)		0%	0%

注) CO2排出量は、環境省・経済産業省が公表している「電気事業者別排出係数」及び環境省が公表している「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を使用して算出。

・使用電力量に対する再生可能エネルギー率の目標

2025年:50%
2050年:100%

・削減策

2023年8月期末までに、自社工場(当社グループで印刷・加工を行う株式会社クラフワーク)に太陽光パネルを設置することを計画しております。

【補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置による指名・報酬などの特に重要な事項における独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名で構成され、監査等委員である取締役3名全員が独立社外取締役であります。

独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、過半数を独立社外取締役で構成する任意の「報酬委員会」を設置しております。報酬委員会において、取締役会より委任を受けた2名の監査等委員である取締役(独立社外取締役)及び代表取締役会長が監査等委員でない取締役の報酬について審議・決定していることから、決定にあたり適切な関与を得ております。取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、取締役会の委任に基づき報酬委員会が決定した内容が当該方針に沿うものであることを確認しております。

取締役の指名に関しては、独立社外取締役が出席する取締役会において適切に審議・決定しており、独立した客観的な立場の独立社外取締役が、適切な関与・助言を行うとともに議決権を行使しております。

取締役会の諮問機関である任意の「報酬委員会」の詳細につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 任意の委員会」の「補足説明」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、経営戦略の一環とした業務提携により投資先企業との取引関係や事業連携等の強化を図り、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策的に株式を保有することを基本的な方針としております。政策保有株式については、定期的に業績の状況等を確認し取締役会に報告するとともに、保有目的と事業取引状況の整合性、保有に伴うリスク及びコストを精査し、取締役会において保有の継続について判断しております。なお、議決権行使については、適切な対応を確保するために、議案毎に、保有先企業の中長期的な企業価値の向上、当社及びグループ会社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断するものとしています。

現在の政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との取引、利益相反取引及び競業取引については、取締役会規則に則り、取締役会の承認を要することとしております。また、関連当事者との取引については、年1回当社の取締役及び連結子会社の取締役、監査役に対して個別に調査票を配付して関連当事者及び取引の有無を確認しております。加えて、監査等委員会においても、年1回確認書において各取締役の状況を確認しております。

関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や東京証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、確定給付年金等の企業年金制度を採用しておりません。当社グループは、社員の福利厚生の一環として、選択制の確定拠出年金制度を採用しており、定期的に運用商品の見直しや社員に対する資産運用に関する情報提供の機会を設けているほか、運営管理機関との情報共有等連携を図っております。

【原則3-1 開示情報の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念等は、本報告書「 . 1. 1. 基本理念」その他の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 (1) 企業理念及び適時開示に係る基本方針」に記載のとおりです。また、経営戦略、経営計画については年2回の決算説明会資料や中期経営計画を通じて開示しております。併せて、当社ホームページをご参照ください。

企業理念

<https://www.trans-action.co.jp/company/philosophy.html>

コーポレートスローガン

<https://www.trans-action.co.jp/company/ci.html>

コーポレート・ガバナンス

<https://www.trans-action.co.jp/company/corporategovernance.html>

取締役のスキルマトリックス

<https://www.trans-action.co.jp/company/directo-skill-matrix.html>

サステナビリティ

<https://www.trans-action.co.jp/business/sustainability/>

決算説明会資料

<https://www.trans-action.co.jp/ir/presentation.html>

中期経営計画

<https://www.trans-action.co.jp/ir/strategy.html>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「 . 1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬を決定する方針と手続については、本報告書「 . 1. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内取締役については、年齢、性別及び国籍に関係なく、当社グループの企業価値の向上に資するために必要な専門知識、企業人としての経験や識見等を有しており、取締役として株主からの受託者責任を全うできる適任者を、社外取締役については、豊富な知見と実務経験を有し、独立的、客観的な立場から成長戦略やガバナンスの充実等経営全般に対し問題提起や助言を行うことができる適任者を取締役候補者として指名しております。当該方針に基づき、取締役会において慎重に審議のうえ候補者を決定し、株主総会議案として提出しております。また、当該株主総会においては、監査等委員でない取締役の指名に関して、監査等委員会が意見陳述を行います。

解任においては、職務執行に不正又は重大な法令・規則違反等があった場合、職責を十分に全うできないと判断した場合には、取締役会で審議しその決議をもって解任することとしております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由については、すべての候補者の選任理由を株主総会招集通知参考書類に記載しております。また、社外取締役の選任理由については、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則3-1 海外投資家等の比率を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

2022年8月期決算短信、2022年8月期決算説明会資料、第4次中期経営計画、第3次中期経営計画振り返りを英訳し、当社ホームページに掲載いたしました。また、本報告書についても英訳し、当社ホームページ等で開示を予定しております。実施内容は、本報告書「 . 2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会において決議する事項については、法令・定款で定められているもののほか重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準等は、取締役会規則において規定し経営に及ぼす重要度により取締役会付議報告基準に明記しております。

また、決裁権限規則において業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めております。

【補充原則4-8 独立社外取締役の資質と構成】

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名で構成されています。監査等委員である取締役3名全員

が、東京証券取引所が定める独立性基準に合致している独立社外取締役であり、その割合は3分の1以上であります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致している候補者を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方】

当社は、定款により、取締役の員数を15名以内(監査等員でない取締役10名以内、監査等委員である取締役5名以内)と定めており、取締役会は、業務執行取締役4名と監査等委員である取締役3名の7名で構成しております。取締役の構成については、知識、経験、能力等において多様性に配慮しており、2名が女性であります。監査等委員である取締役3名は、いずれも社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、独立役員として選任しております。また、会計、財務、法律、企業経営等多様な知見と経験を有しているため、監査・監督機能を発揮し、当社グループの経営に対する総合的な助言を得ることができる体制であります。業務執行取締役は、効率的なグループ経営の推進を行うため、グループ主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼ねる体制としております。

当社の取締役が有するスキル等に関しましては、当社ホームページに「取締役のスキルマトリックス」を掲載しております。

<https://www.trans-action.co.jp/company/directo-skill-matrix.html>

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、事業報告及び株主総会招集通知参考書類並びに有価証券報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性における分析・評価の実施】

当社は、取締役会は監査等委員である取締役3名(全て独立社外取締役)を含む7名で構成されており、期待される監督機能を果たしていると認識しております。

また、取締役会の機能の現状を確認し、実効性の向上につなげることを目的に、取締役会の実効性の評価を2021年8月期より実施しております。2022年8月期の実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

(1) 評価方法

取締役会の構成員である全取締役(監査等委員を含む)を対象にアンケート(設問毎に5段階評価、設問のカテゴリ毎及び総括として自由記述欄を設定)を実施しました。評価結果については、外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、常勤監査等委員が取締役会へ報告し、取締役会は、内容の検証と課題の抽出、更なる改善に向けた方針等について十分な議論を行いました。

なお、忌憚のない意見の確保及び客観的な分析の担保のため、アンケートの回答についての収集・集計は前年に続き外部機関に依頼しました。

(2) 評価結果の概要

その結果、当社取締役会は適切に運営され、実効性は前年より向上していることを確認いたしました。前年肯定的な評価が得られた、取締役会構成の多様性、取締役会における審議の充実、リスク管理、報酬委員会の実効性については、前年に比べさらに評価が向上いたしました。

また、前年確認された課題については、社外取締役への単年度方針の説明を踏まえた新中期経営計画策定過程で議論、及び定期的に機関投資家との面談の状況を報告したことにより改善がなされているとの評価を得ました。一方、引き続き、次期経営陣の育成等が課題として確認されました。

評価結果を踏まえ、継続的な改善を行うことで取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、社外取締役を含む取締役がその役割と責務を果たすために、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、上場会社の役員として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識を習得する機会、及び必要に応じ継続的に更新するトレーニングの機会の提供・斡旋し、その費用支援を行うこととしております。社外取締役に対して、就任の際に当社グループの事業内容、組織体制等の説明を行うとともに、就任後も必要に応じ情報提供を行うことに加え、社内登用の取締役に対して、就任の際及び就任後、取締役として求められる役割と責務を十分に理解するために社内及び弁護士等の外部講師による研修の機会を提供することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と企業価値向上のためには、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備が重要と考え、株主・投資家への対応として経営企画部がIR担当実務を行っております。加えて、株主については総務部も対応窓口としております。

経営企画部及び総務部が直接の窓口となり、管理部門担当取締役が実務を統括しております。

経営企画部及び総務部は、株主・投資家との充実した会話を可能とするために、定期的に情報収集、意見交換を行っており、開示資料作成においても連携し、代表取締役会長を交えて内容の検討を行っております。

また、グループ全社による経営会議等を通じ、グループ会社と事業の状況及び決算などの開示・説明について、各々の専門的見地に基いた情報の収集や意見交換などの連携を行っております。

株主・投資家に対しては、株主総会での当社事業に関する合理的な範囲での分かりやすい情報開示の確保をはじめ、年2回の決算説明会のほか、株主通信や当社ホームページによる情報開示、投資家との個別面談や電話取材対応等により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう活動しております。また、2022年10月より、決算短信、決算説明会資料、中期経営計画、狭義の株主総会招集通知及び参考書類を英訳し当社ホームページ等で開示しております。また、本報告書についても英訳し、当社ホームページ等で開示を予定しております。

当社は、株主・投資家との対話において話題となった事項、意見などIR活動の結果について取り纏め随時経営陣幹部に報告しているほか、機関投資家との対話の状況について取締役会において報告しております。

また、株主・投資家の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることとし、当社に関する重要情報については、適時かつ公平に開示し、一部の株主・投資家に対してのみ提供することがないよう情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石川 諭	8,638,500	29.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,654,400	9.12
石川 葵	2,169,000	7.45
石川 新	2,164,000	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,621,100	5.57
石川 智香子	864,000	2.97
株式会社日本政策投資銀行	772,400	2.65
日本生命保険相互会社	762,600	2.62
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	737,000	2.53
トランザクショングループ社員持株会	535,300	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
--	---------

決算期	8月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐々木 稔郎	他の会社の出身者													
櫛本 健夫	公認会計士													
松尾 祐美子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 稔郎			特記事項はありません。	企業経営者及び監査役としての豊富な経験と知見に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘を受けることにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。
櫛本 健夫			特記事項はありません。	日本銀行における豊富な経験に加えて、公認会計士としての幅広い見識により、多くの企業へ独立した立場から経営に対する助言、監督を实践してまいりました。それらの豊富な経験は、企業経営の多様性の観点からも、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。
松尾 祐美子			特記事項はありません。	弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を有し、多くの企業へ独立した立場から経営に対する助言、監督を实践してきた経験から、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき特定の使用人を置いておりません。監査等委員会が必要とした場合は、監査等委員会と協議の上、特定の使用人を配置し、その人事については監査等委員会の同意を得ることとしております。また、必要に応じて内部監査室スタッフが監査業務に係る事項の命令を受け、職務補助を行うものとしており、その際は、当該使用人は監査等委員会の指揮下にあり監査等委員でない取締役からの独立性を保持しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査室の連携については、内部監査の年間計画の策定において意見交換を行い、期中では毎月次に、内部監査室から監査等委員会に監査結果の報告を行っております。監査等委員会と会計監査人の連携については、四半期決算及び期末決算時において意見交換を行い、期中監査時には、経理の状況の確認、法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。さらに、監査等委員会及び内部監査室は決算時の棚卸立会に必要に応じて同行し、また、内部監査室は内部監査状況を随時に報告するなど、積極的に会計監査人との連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

【報酬委員会】

(1) 役割及び構成

当社は、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会で選定された3名の委員で構成し、過半数を独立社外取締役(監査等委員)としており、委員長は、取締役会で選定しております。

監査等委員でない取締役の報酬等の方針・決定方法及び個人別の報酬等については、取締役会が決議した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に則って、取締役会の委任を受けた報酬委員会を構成する代表取締役会長及び監査等委員である取締役(独立社外取締役)が、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲内で審議・決定しております。

(2) 活動状況

2022年8月期は4回開催しております。

- ・2021年12月改定の監査等委員でない取締役の個人別報酬等について審議し決定
- ・子会社の取締役報酬の確認
- ・今後の株式報酬(中期インセンティブ)の方向性について協議

各委員の出席状況は次のとおりです。

- 石川 諭(代表取締役会長) 4/4(出席率100%)
- 佐々木 稔郎(社外取締役(常勤監査等委員)) 4/4(出席率100%)
- 樺本 健夫(社外取締役(監査等委員)) 4/4(出席率100%)

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名全員が独立役員の資格を満たすため、社外取締役を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

「1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2022年8月期における取締役の報酬等(単位:千円)

	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等(株式報酬)	対象となる役員の員数
監査等委員でない取締役	117,469	73,290	36,060	8,119	4名
監査等委員である取締役 (社外取締役)	19,800	19,800	-	-	5名
合計	137,269	93,090	36,060	8,119	9名
(うち社外取締役)	(19,800)	(19,800)	(-)	(-)	(5名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。その決定に関する方針は以下のとおりです。

(1) 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い、リスクテイクできる環境のもと、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ全体の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役(以下、「業務執行取締役」といいます。)の報酬は、「固定報酬」、短期の業績に連動する「業績連動報酬」及び中期インセンティブとして一定の目標達成を条件とした「株式報酬」で構成され、非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

(2) 業務執行取締役報酬の構成

a. 固定報酬

取締役の役位、役割、経験年数、経営環境の変化等を総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動報酬

事業年度毎の業績向上に対する意識を高め、取締役としての成果及び責任を明確にするため、業績数値に基づいて決定しております。具体的には、連結税金等調整前当期純利益額と担当する事業会社の税引前当期純利益額の合計額の2つを業績数値として、業績数値に対応した報酬額を定めた「業績連動報酬基準」に基づいて、前事業年度の実績に応じて決定しております。当社の代表取締役及び管理部門担当取締役は、連結税金等調整前当期純利益額を対象とし、事業会社の代表取締役を兼務する取締役は、連結税金等調整前当期純利益額並びに当該事業会社及び担当する事業会社の税引前当期純利益額の合計額を対象としております。当該指標を採用しておりますのは、当社グループの収益力強化を図るうえで重視している指標であり、取締役としての成果及び責任を明確にするためであります。

c. 非金銭報酬等(株式報酬)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬(業績条件付)とし、中期経営計画の目標達成のためのインセンティブとして企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、付与に際しては、目標達成のインセンティブとして機能するよう一定の業績条件達成を譲渡制限の解除条件としております。付与金額及び株式数については、役位、期待する役割及び株価動向等を勘案し決定しております。

なお、2019年11月28日開催の第33期定時株主総会の決議に基づき業務執行取締役に付与した譲渡制限付株式報酬(業績条件付)の内容は以下のとおりです。業績条件の数値に連結当期純利益を採用しておりますのは、株主様への配当の決定にあたって配当性向を重視しているためであります。

・2019年11月28日割当決議

(a) 譲渡制限期間

2019年12月25日から当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位から退任した時点

(b) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2019年12月25日から第36期(2022年8月期)定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ第34期(2020年8月期)から第36期(2022年8月期)の当社の有価証券報告書に記載された当該3事業年度の累計連結当期純利益が53.1億円以上に達することを条件としております。

なお、上記譲渡制限の解除条件のうち業績条件に関する、第34期(2020年8月期)から第36期(2022年8月期)の累計連結当期純利益は59.0億円となり、業績条件を達成いたしました。

・2022年12月6日割当決議

(a) 譲渡制限期間

2022年12月28日から当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位から退任した時点

(b) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2022年12月28日から第39期(2025年8月期)定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ第37期(2023年8月期)から第39期(2025年8月期)の当社の有価証券報告書に記載された当該3事業年度の累計連結当期純利益が82.3億円以上に達することを条件としております。

d. 各報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役に挑戦を促すため、一定の固定報酬を基本としううえで、短期の業績に連動する業績連動報酬、中期経営計画達成のためのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬という構成を踏まえ、各報酬のバランスを考慮し、取締役会の委任を受けた報酬委員会を構成する代表取締役会長及び監査等委員である取締役(独立社外取締役)(以下、「各報酬委員」といいます。)が取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

(3) 取締役の報酬決定に関する株主総会決議の内容

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第30期定時株主総会において、年額2億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内、当該決議時点の員数は5名、うち社外取締役1名)と承認いただいております。また、2019年11月28日開催の第33期定時株主総会において、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、当該報酬限度額とは別枠で、年額6千万円以内(当該決議時点の員数は4名)、普通株式の総数は8万株以内と承認いただいております。なお、報酬限度額及び金銭報酬債権の総額には使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第30期定時株主総会において、年額5千万円以内(当該決議時点の員数は3名、うち社外取締役3名)と承認いただいております。

(4) 取締役の報酬等の額の決定過程

当社は、監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役(監査等委員)とする3名の委員で構成する報酬委員会を設置しております。個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、各報酬委員がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の額としております。

取締役会は、当該権限が各報酬委員によって適切に行きわたるよう報酬委員会規則を定め、報酬委員会の委員を3名とし、代表取締役1名、監査等委員である取締役(独立社外取締役)を過半数である2名とし、報酬委員会は職務の執行状況を取締役会に報告すること等を規定しております。取締役会は、当事業年度における個人別の報酬等の内容は、取締役会において決議された方針に基づき、報酬委員会で適切に審議のうえ決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の決定を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

2022年8月期において、報酬委員会は全員出席により4回開催いたしました。当事業年度の監査等委員でない取締役の個人別報酬等を審議し、2021年11月26日開催の取締役会の委任決議に基づいて報酬委員会において決定いたしました。また、今後の株式報酬(中期インセンティブ)の方向性について協議、子会社の取締役の報酬の確認をいたしました。

なお、報酬委員会の構成は以下のとおりであります。

委員長	代表取締役会長	石川 諭
委員	社外取締役(常勤監査等委員)	佐々木 稔郎
委員	社外取締役(監査等委員)	櫛本 健夫

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総務部が行っており、取締役会の事前通知、資料提供等を行い、取締役会での審議及び決議の円滑かつ実効性ある運営に努めております。また、その他の必要な報告・連絡につきましては、常勤の監査等委員及び総務部が連携のうえ適宜実施し、情報格差の発生を回避しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスをより一層強化し、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社を採用し、会社法上の機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、報酬委員会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、内部監査室を設置しております。

(1) 取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名(いずれも社外取締役で独立役員)で構成され、毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づき経営上の重要事項を決定し、また、監査等委員でない取締役から業務執行状況の報告を受け、職務の執行を監督しております。

監査等委員でない取締役それぞれは、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の監査等委員でない取締役による職務執行の法令及び定款への適合性並びに妥当性に関し、相互に監視を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の経営上重要な会議への出席や、監査等委員でない取締役・社員からの報告、聴取などにより、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、監査等委員でない取締役の職務の執行状況の監査、監督を行っております。

2022年8月期においては、16回開催いたしました。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の社外取締役1名と社外取締役2名で構成されており、3名全員が独立役員であります。毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、監査結果についての意見交換等を行うほか、会計監査人や内部監査室とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。なお、これらの活動を円滑に遂行し、監査等委員会の監査、監督機能を強化するために、常勤の監査等委員1名を選定しております。非常勤である2名は、それぞれ銀行員及び公認会計士、弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を通じて財務、会計、法律各分野に関する相当程度の知見を有しております。

2022年8月期においては、14回開催いたしました。

(3) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役会長直轄の独立した部署として1名で構成されております。監査は、内部監査規則に基づき、業務監査、会計監査、効率性及び経済性、遵法性、内部統制の各監査に区分され、代表取締役会長の承認、取締役会への報告を経た年度監査計画書に基づき、当社各部門及び子会社の各部門・営業拠点について、原則年1回以上の実地監査を実施しております。

(4) 会計監査人

会計監査につきましては、2022年11月29日まで有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、有限責任 あずさ監査法人は独立した公正な立場から財務諸表に関する意見を表明しております。なお、同日開催の第36期定時株主総会の決議に基づき、当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

(5) 報酬委員会

当社は、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会で選定された3名の委員で構成し、過半数を独立社外取締役(監査等委員)としており、委員長は、取締役会で選定しております。監査等委員でない取締役の報酬等の方針・決定方法及び個人別の報酬等については、取締役会が決議した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に則って、取締役会の委任を受けた報酬委員会を構成する代表取締役会長及び監査等委員である取締役(独立社外取締役)が、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲内で審議・決定しております。

2022年8月期においては、4回開催いたしました。

(6) 経営会議

経営会議は、当社の取締役(常勤)及び常勤の監査等委員、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長及び部長で構成しており、毎月1回開催し、当社グループの経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社グループの業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

2022年8月期においては、15回開催いたしました。

(7) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の代表取締役会長を委員長として、当社の監査等委員でない取締役(常勤)、常勤の監査等委員、子会社の社長及び取締役、子会社の監査役、当社の部長を委員として構成し、年4回の定例開催のほか、必要に応じて随時開催しております。当社グループの事業活動におけるコンプライアンス・リスク管理の徹底を図り、法令・条例・定款・内部統制システム構築の基本方針・社則類その他社会一般に求められるルールの遵守をもとに、事業の継続的・安定的発展の確保及びステークホルダーの利益阻害要因の除去、軽減に努めております。

2022年8月期においては、4回開催いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会・取締役に對する監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、監査等委員会を含めた各機関の相互連携により、経営の透明性、健全性、遵法性を確保し、更なる企業価値の向上を図ることができるものと認識しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、開催日の3週間前に発送するとともに、発送日に当社及び東京証券取引所のホームページにおいて開示を行っています。2022年11月29日開催の第36期定時株主総会の招集通知は、11月8日に発送し、同日当社及び東京証券取引所ホームページに掲載しました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性向上のため、当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用した電磁的方法による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類を英訳し、日本語版と同時に当社及び東京証券取引所ホームページ等に掲載しております。
その他	株主総会において、スライドとナレーションを活用した事業報告を行うなど、株主総会の活性化のための取組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>< 投資家説明会実施概要 ></p> <p>実施時期 毎年4月及び10月</p> <p>説明者 代表取締役会長</p> <p>実施内容 (1)決算の概要及び業績の予想 (2)今後の経営戦略 (3)事業内容とビジネスモデル など</p> <p>参加者 機関投資家、アナリスト、マスコミ関係者など</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>< IR情報 ></p> <p>https://www.trans-action.co.jp/ir/</p> <p>決算情報、決算短信、四半期決算短信、決算説明会資料、中期経営計画、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、株主通信、財務ハイライト、配当状況、株主優待制度、IRカレンダー、適時開示資料・PR情報等を掲載しております。また、決算短信、狭義の招集通知及び参考書類、決算説明会、中期経営計画は英文でも掲載しております。なお、本報告書についても英訳し、当社ホームページ等で開示を予定しております。</p> <p>< サステナビリティ(SDGsへの取り組み) ></p> <p>https://www.trans-action.co.jp/business/sustainability/</p> <p>< コーポレート・ガバナンス ></p> <p>https://www.trans-action.co.jp/company/corporategovernance.html</p> <p>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、体制</p> <p>コーポレート・ガバナンスに関する報告書</p> <p>< 取締役のスキルマトリックス ></p> <p>https://www.trans-action.co.jp/company/directo-skill-matrix.html</p>	

IRに関する部署(担当者)の設置	<IR担当役員> 取締役 北山 善也 <IR担当部署> 経営企画部 <IR事務連絡責任者> 経営企画部長 菅谷 賢
------------------	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>行動指針として、「法令遵守はもとより社会から尊敬される会社でありつづける」「自由闊達な社風を維持し、共生と調和のとれた会社でありつづける」「企業活動を通し、お客様、社員、株主、さらに広く社会の幸福を実現する」を掲げております。</p> <p>また、「コンプライアンス基本方針」「SDGs達成に向けたマテリアリティ」等において、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>サステナビリティへの取り組みを加速させるため、経営上の課題として、「事業」「環境」「社会」「ガバナンス」の観点から取り組むべき16項目のマテリアリティ(重要課題)を特定しております。</p> <p>マテリアリティ、当社事業とSDGsとの関連などサステナビリティへの取り組みについては、以下をご参照ください。</p> <p>https://www.trans-action.co.jp/business/sustainability/</p> <p>当社グループは、企業理念の一つとして「モノづくりを通し地球環境に配慮した商品を提供することにより社会貢献を行う」を掲げており、事業を通じた地球環境の保全に取り組んでおります。創業以来、「モノづくり」を通じた事業を展開し、「エコプロダクツ」の開発、供給に注力しておりますが、単に環境に配慮した素材や再生素材を使用した製品を開発するだけでなく、「使い捨てを使わない」「繰り返し使える」を理念とし、「モノづくりから環境を考える」をテーマとして、環境に配慮した製品の開発・提供を強化しております。また、2021年10月に「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、当社グループ全体で使用する電力を2030年までに再エネ率50%、2050年までには100%達成を最低限の目標としております。なお、2022年10月20日公表の「第4次中期経営計画(2023年8月期～2025年8月期)」において、再エネ率50%達成を2025年までと5年前倒しいたしました。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「コンプライアンス基本方針」において、ステークホルダーへの情報公開について、「取引先、社員、株主に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」と規定し、適時適切公正な情報開示を行っております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制については、その4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、業務の適正を確保するための体制等の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) グループ各社は、職務権限及び業務分掌を明確に定め、組織間、組織内において健全なけん制機能が作用する体制とする。
 - (ロ) 当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針、さらに取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンス基本方針」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを周知徹底する。
 - (ハ) 当社グループは、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置、運営することとし、必要に応じて取締役及び使用人に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - (ニ) 当社グループは、コンプライアンス上の問題を自浄作用により、早期に発見、是正するための通報制度として、総務部を窓口とする「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、当社顧問弁護士を通報窓口とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規則」に基づいて、適正に管理、保存する。取締役及び監査等委員は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 当社グループは、業務遂行から生じる様々なリスクへの管理、対応を定めた「リスク管理規則」を制定し、経営の安全性を確保しつつ、あわせて企業価値の増大を追求する。
 - (ロ) 当社グループは、経営及び業務に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、対策本部等が危機事態を収拾する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、グループ各社の経営計画と諸施策、その進捗状況、さらに事業運営にあたっての重要事項等を報告、審議する機関として、取締役(常勤)及び常勤の監査等委員、並

びに子会社の社長、グループ各社の本部長及び部室長が出席する経営会議を毎月1回開催する。

(ロ)グループ各社は、それぞれの事業環境を踏まえた中期経営計画、各年度予算を策定し、それぞれの達成すべき目標・課題を明らかにする。

(5)当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社は、「子会社管理規則」に基づき、当社グループ全体の業務の適正と効率性の確保及び向上に努めるとともに、親会社として適切な指導、監督を行う。

(ロ)当社グループ全体のコンプライアンス管理を統括する部門を総務部、リスク管理を統括する部門を経営企画部とし、グループ各社においてこれらに係る適切な諸施策を実施するとともに、グループ各社への必要な指導、支援を行う。

(ハ)内部監査室は「内部監査規則」に基づき、グループ各社の内部監査を行い、その結果を直ちに取締役会長に報告する。あわせて、取締役会及び監査等委員会あて報告チャンネルが担保されている。

(6)当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査等委員会と協議の上、その職務補助のためのスタッフを配置し、その人事については監査等委員会の同意を得ることとする。当面は、必要に応じて内部監査室スタッフが監査等委員会から監査業務に係る事項の命令を受け、その職務補助を行うものとする。なお、監査等委員会の命令に従事する際は、その内部監査室スタッフは監査等委員会の指揮下において、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性を保持する。

(7)当社及び当社子会社の取締役並びに使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(イ)監査等委員は取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、決定事項及び当社グループにとって重要な事項の報告を受ける。

(ロ)取締役及び使用人はグループ各社に重大な影響を及ぼす事象が発生、又は発生の恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかにその内容を監査等委員会に報告するものとする。

(ハ)当社グループは、監査等委員会へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8)当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)グループ各社の取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、その実効性を確保すべく、当該監査の環境整備に努める。

(ロ)監査等委員会は当社の代表取締役それぞれと定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」において「反社会的勢力の排除」を基本方針として掲げており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除いたします。この方針に基づき、当社グループでは当社総務部に法務担当を設置し、営業取引先・仕入先・業務委託先・管理部門購買先に関する反社会的勢力のチェックを実施し、反社会的勢力との取引防止に万全を期しております。

また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1)企業理念及び適時開示に係る基本方針

当社グループは、ファブレスメーカーとして、「エコプロダクツ」「ライフスタイルプロダクツ」「ウェルネスプロダクツ」の「モノづくり」において、企画・デザインから生産(委託)・生産品質管理・販売まで一貫した事業展開を行っております。環境に配慮したエコプロダクツ(SDGs関連製品)、コト消費から生れる「モノ消費」に対応したライフスタイルプロダクツ、健康リスク低減に係わるウェルネスプロダクツ等その性質上、当社グループの事業は経済・社会・環境・健康と密接なつながりを持ち、当社に課せられた社会的責任を遂行するに当たっては、顧客をはじめ株主、投資家等様々なステークホルダーを含む社会全般からの信頼が不可欠であると考えております。

こうした認識のもと、当社は企業理念として

- ・モノづくりを通じ地球環境に配慮した商品を提供することにより社会貢献を行なう
- ・「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある商品を提供し豊かな生活文化に貢献する
- ・国際感覚を持ち既存概念にとらわれる事無く新たな創造を続ける

を掲げ、当社グループの社会的役割を役員・社員が十分認識するとともに、入社式や社内研修、会議の場を通じ、常に共有を高め浸透させております。

また、コーポレートスローガンである「挑戦するって面白い」をもとに、グループの役員及び社員が一丸となって「モノづくり」を通じた社会貢献によって企業価値の最大化を図るべく責任ある企業づくりに邁進しております。

当社グループは、企業活動を行っていく上で、会社及び役員、社員が遵守すべき行動規範である「コンプライアンス基本方針」により、ステークホ

ルダーへの情報公開に係る方針として「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」ことを定めております。この方針に基づき、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

当社の適時開示に係る社内体制は、代表取締役会長を最高責任者、経営企画部担当取締役を情報管理責任者、経営企画部を情報管理統括部門として、以下のとおり「情報収集」「分析・判断」「公表手続き」の手順及び「教育」の体制をとっております。

情報収集

グループ内の各部門(当社各部署・子会社各社)に分散する種類及び特性の異なる情報を迅速かつ網羅的に収集するため、当社では各部署長を、子会社各社においては社長並びに本部長及び部署長を情報管理担当者として選任し、情報管理担当者は、適時開示規則及び関連法令等により情報開示の検討を要すると判断した自部門の情報を情報管理統括部門に報告する体制としております。

また、情報管理統括部門は、子会社管理業務を通じて、必要に応じて子会社各社で開催される会議にオブザーバーとして出席し、子会社各社に関する情報の精度及び鮮度の向上を図っております。

分析・判断

当社各部門及び子会社各社から情報管理統括部門に集約された情報は、情報管理責任者を通じて最高責任者に報告されたのち、最高責任者及び情報管理責任者は、適時開示規則及び関連法令等に基づく重要事実に該当するか、また、投資家にとっての有用性を考慮した任意開示の必要性を含めて、情報開示の適時性、適法性及び正確性が確保されるよう協議しております。

最高責任者は、前記の協議を経て、適時開示の要否、開示内容並びに時期及び方法を決定しております。

公表手続き

情報管理責任者は、最高責任者による開示の実施の決定に基づき、金融商品取引所を通じて適時開示情報の開示を行うとともに、前記により開示した情報を、ホームページ及び決定した方法により公表しております。

教育

会社情報の管理及び適時開示に関する社内教育は、情報管理責任者の指示により、情報管理統括部門の責任者が実施します。

また、社内教育は、企業理念、インサイダー取引管理規則をイントラネットに掲示するほか、子会社各社を含めた役員及び社員に対して教育研修を実施し、各種情報の管理、漏洩及び不正使用の防止並びに適時開示の体制及び手順に関するルールの周知徹底を図っております。

(3) 適時開示に係るモニタリング

当社では、業務運営状況を監視するモニタリングは内部監査室による内部監査により行われています。内部監査室は、会社情報の適時開示について、適時開示規則、関連法令等及びインサイダー取引管理規則に基づいた適時、適法、正確な開示が行われているか、業務監査及び遵法性監査の観点から監査しております。

内部監査の結果は、監査報告書として取締役会長に報告の上、被監査部門である経営企画部の責任者に通知されることに加え、取締役会、監査等委員会へ報告されております。

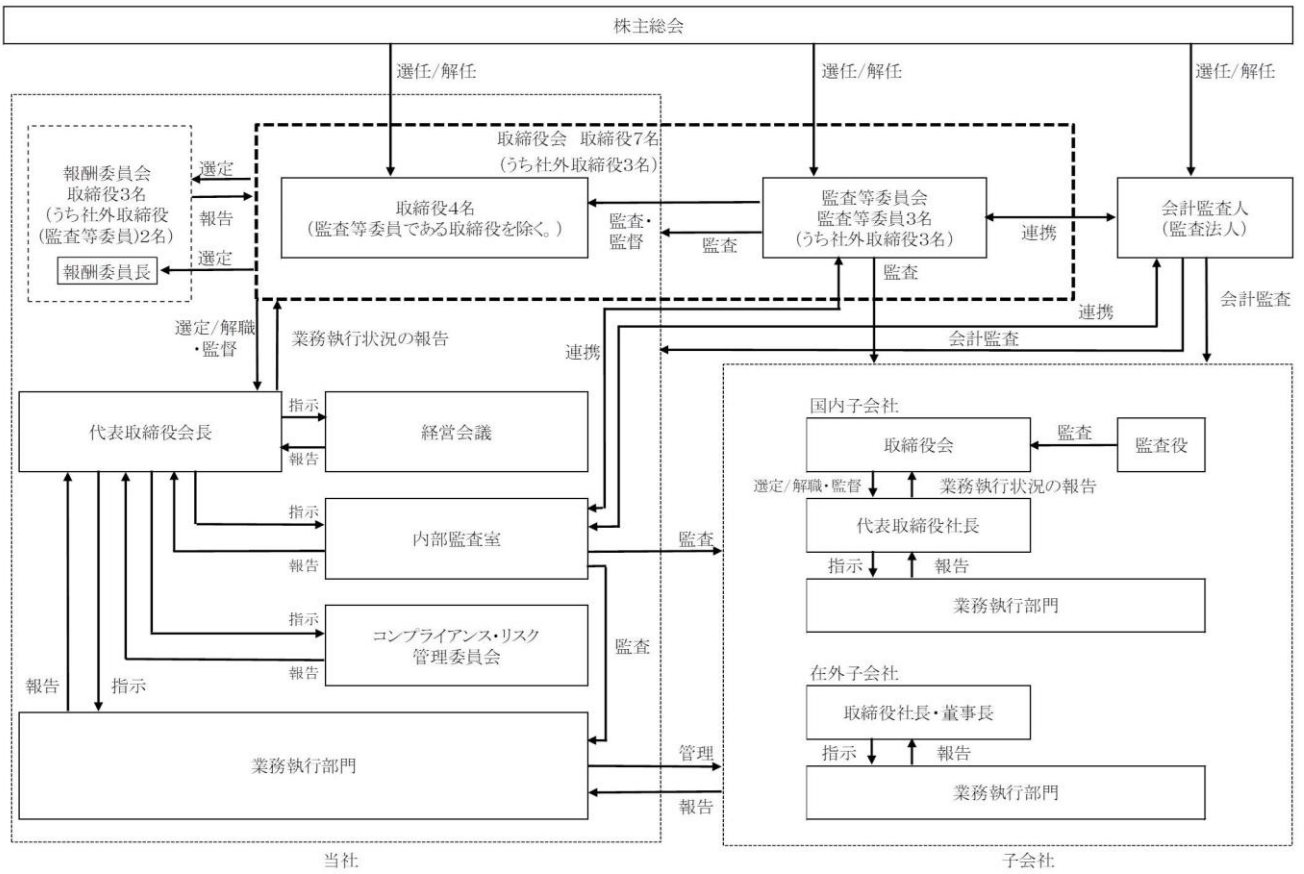
被監査部門の責任者は、監査報告書による指摘事項等について、内部監査規則に定められた方法により回答書を作成し、監査責任者に提出、監査責任者は、提出された回答書を取り纏め、取締役会長に報告しております。

また、監査責任者は、指摘等の対応状況につき適時、調査・確認し、その結果について取り纏め、取締役会長に報告しております。

(4) 適時開示に係る情報の取扱い及びインサイダー取引の管理

当社では、インサイダー取引管理規則において重要事実の取扱いを定め、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。適時開示に係る重要事実については、情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、当該事実が未公表の重要事実と該当すると判断される場合には、当該情報が公表されるまで当社株式等の売買を禁止しております。

【企業統治の体制図】



【適時開示体制の概要】

会社情報適時開示フロー

